



島根県報

平成16年 3月30日 (火)
号外 第 61 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県立畜産試験場の飼料分析に関する規則

(畜産振興課)

公布された条例等のあらまし

島根県立畜産試験場の飼料分析に関する規則 (規則第44号)

1 規則の概要

- (1) 飼料の分析項目は、水分、粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維及び粗灰分並びにその他島根県立畜産試験場において分析可能な項目とした。(第2条関係)
- (2) 飼料の分析を依頼しようとする者は、飼料分析申込書を知事に提出しなければならないこととした。(第3条関係)
- (3) 知事は、飼料の分析を行ったときは、飼料分析結果通知書を分析を依頼した者に交付することとした。(第4条関係)

2 施行期日

平成16年 4月 1日から施行することとした。

規 則

島根県立畜産試験場の飼料分析に関する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第44号

島根県立畜産試験場の飼料分析に関する規則

(趣旨)

第1条 島根県立畜産試験場において依頼を受けて行う飼料の分析については、この規則の定めるところによる。

(分析項目)

第2条 飼料の分析項目は、水分、粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維及び粗灰分並びにその他島根県立畜産試験場において分析可能な項目とする。

(分析の申込み)

第3条 飼料の分析を依頼しようとする者は、飼料分析申込書(様式第1号)に分析に必要な飼料を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、飼料の分析を依頼しようとする者のうち県内で農業を営む者については、その者の住所地を管轄する隠岐支庁又は農林振興センター(以下「経由機関」という。)を経由することができる。

(分析結果の通知)

第4条 知事は、飼料の分析を行ったときは、飼料分析結果通知書(様式第2号)を分析を依頼した者に交付するものと

する。この場合において、前条第2項の規定により経由機関を経由して分析を依頼した者については、当該経由機関を経由するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

様式第2号 (第4条関係)

飼料分析結果通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付で申込みのあった飼料の分析結果は、次のとおりです。

1 飼料の名称					
2 利用形態	乾草 サイレージ				
3 刈取り区分	1 番草 2 番草 3 番草 4 番草				
4 生育期区分	イネ科牧草 出穂前 出穂初 出穂期 トウモロコシ等 穂揃期 開花期 結実期 出穂期 開花期 乳熟前期 乳熟期 糊熟期 黄熟期 完熟期				
5 分析結果	水分	粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分
	%	%	%	%	%
6 備考					

経由機関記載欄

経由機関名	受付年月日		受付番号	
	年 月 日			
D M	%	D C P	%	
可溶性無窒素物	%	T D N	%	